

東北医科薬科大学医学部 第2回教育運営協議会

次 第

- ・日 時：平成26年11月11日（火）15：00～16：45
- ・会 場：ホテルメトロポリタン仙台 4階「千代・東」

I. 開 会

1. 理事長挨拶
2. 委員長挨拶

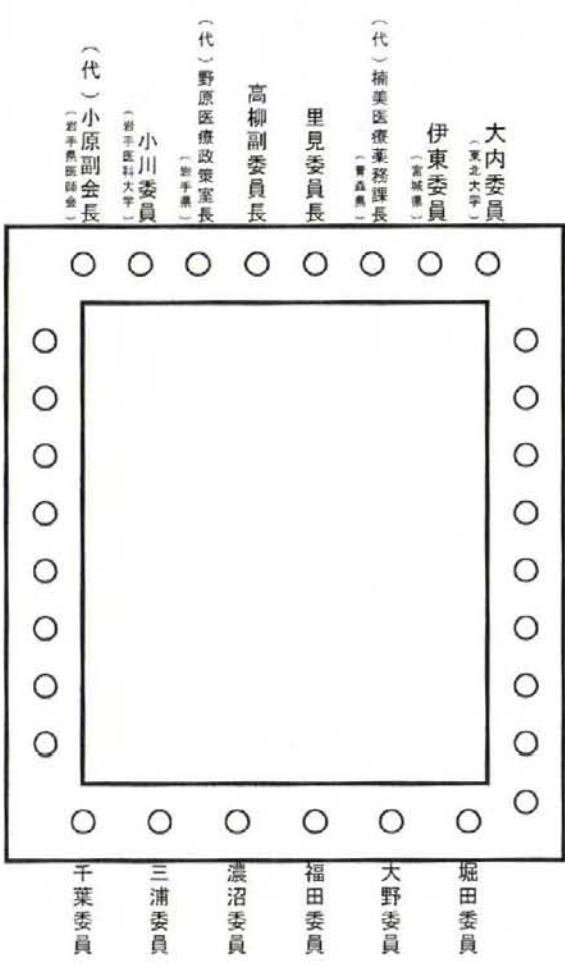
II. 協議事項

1. 教員・医師の確保について〈資料1-1～1-3〉
2. 東北地方をめぐる医療の現状について（意見交換）〈資料2〉
3. その他
 - ①次回開催予定について

III. 閉 会

事務局席 (20)

(代)進藤健康福祉部次長
(秋田県)
(代)真鍋皮膚科学・形成
外科学講座 教授 (秋田大学)
小山田委員
(秋田県医師会)
(代)伊藤地域医療課長
(福島県)
阿部委員
(福島県立医科大学)
高谷委員
(福島県医師会)
奥山委員
(東北市長会)
中田医事課長補佐
(厚生労働省医政局)



嘉数委員
(宮城県医師会)
中山委員
(山形県)
山下委員
(山形大学)
徳永委員
(山形県医師会)
釜苜委員
(日本医師会)
田所委員
(仙台医療センター)
皆川次長
(復興庁宮城県復興局)
寺門医学教育課長
(文部科学省高等教育局)
佐藤大学改革官
(文部科学省高等教育局)

<欠席委員>
中路委員
(弘前大学)
齊藤委員
(青森県医師会)
佐藤委員
(東北労災病院)
近藤委員
(医学部設置準備室 委員)

随行者・報道関係者席(48)

出入口

東北医科薬科大学医学部 第2回教育運営協議会 出席者名簿

委員長：	さとみ すすむ 里見 進	(東北大学 総長)
副委員長：	たかやなぎ もとあき 高柳 元明	(東北薬科大学 理事長・学長)
委員：	いちのへ かずしげ 一戸 和成	(青森県健康福祉部長) →代理出席：くすみ ひろゆき 楠美 祥行 (健康福祉部医療業務課長)
	なかにし しげゆき 中路 重之	(弘前大学 大学院医学研究科長・医学部長) →ご欠席
	さいとう まさる 齊藤 勝	(青森県医師会長) →ご欠席
	ねこ ただみ 根子 忠美	(岩手県保健福祉部長) →代理出席：のほら まさる 野原 勝 (保健福祉部医療政策室長)
	おがわ あきら 小川 彰	(岩手医科大学 理事長・学長)
	いしかわ やすまさ 石川 育成	(岩手県医師会長) →代理出席：おぼら のりあき 小原 紀彰 (副会長)
	いとう あきよ 伊東 昭代	(宮城県保健福祉部長)
	おおうち のりあき 大内 憲明	(東北大学 大学院医学系研究科長・医学部長)
	かかず けんじ 嘉数 研二	(宮城県医師会長)
	うめい かずひこ 梅井 一彦	(秋田県健康福祉部長) →代理出席：しんどう ひでき 進藤 英樹 (健康福祉部次長)
いとう ひろし 伊藤 宏	(秋田大学 大学院医学系研究科長・医学部長) →代理出席：まなべ もとむ 眞鍋 求 (皮膚科学・形成外科学講座 教授)	
おやまだ たすく 小山田 雍	(秋田県医師会長)	
なかやま じゅんこ 中山 順子	(山形県健康福祉部長)	
やました ひでとし 山下 英俊	(山形大学 大学院医学系研究科長・医学部長)	
とくなが まさゆき 徳永 正毅	(山形県医師会長)	
すずき じゅんいち 鈴木 淳一	(福島県保健福祉部長) →代理出席：いとう なおき 伊藤 直樹 (地域医療課長)	
あべ まさふみ 阿部 正文	(福島県立医科大学 総括副学長)	
たかや ゆうぞう 高谷 雄三	(福島県医師会長)	
かまやち さとし 釜萯 敏	(日本医師会 常任理事)	
おくやま えみこ 奥山 恵美子	(東北市長会長)	
たどころ けいいち 田所 慶一	(国立病院機構 仙台医療センター 院長)	
さとう かつみ 佐藤 克巳	(労働者健康福祉機構 東北労災病院 院長) →ご欠席	
ふくだ ひろし 福田 寛	(医学部設置準備室 室長)	
こんどう たかし 近藤 丘	(医学部設置準備室 委員) →欠席	
こいぬま のぶお 濃沼 信夫	(医学部設置準備室 委員)	
おおの いさお 大野 勲	(医学部設置準備室 委員)	
みうら ゆきお 三浦 幸雄	(医学部設置準備室 委員)	
ほった とおる 堀田 徹	(医学部設置準備室 委員・事務局長)	
ちば のぶひろ 千葉 信博	(東北薬科大学 法人監事)	
オブザーバー：	みながわ たけし 皆川 猛	(復興庁 宮城復興局 次長)
	てらかど しげちか 寺門 成真	(文部科学省 高等教育局医学教育課 課長)
	さとう ひとみ 佐藤 人海	(文部科学省 高等教育局医学教育課 大学改革官)
	なかつみ かつみ 中田 勝己	(厚生労働省 医政局医事課 課長補佐) <敬称略>

医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針（案）

（目的）

1. この指針は、設置認可申請を予定している東北医科薬科大学医学部の教員等の公募に当たり、地域医療に与える影響に配慮しつつ、新設医学部の円滑な運営に必要な人材を確保することを目的として、公募実施上の留意点、応募者の要件、選考方法等を定める。

（教員公募実施上の留意点）

2. 教員の公募に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
 - （1）地域医療に著しい影響を及ぼす恐れのある、いわゆる引き抜きは行わない。
 - （2）地域の医療機能の低下を防止する観点から、所属長の意見を斟酌する。
 - （3）女性教員の登用に配慮する。

（教員応募者の要件）

3. 教員公募に応募できる者は、以下に掲げる要件を満たすものとする。
 - （1）本学医学部の使命・任務を理解し、東北地方の地域医療を担う医師の育成について使命感・意欲を持っていること。
 - （2）地域医療への影響等に関する所属長の意見書が得られること。
 - （3）別に定める本学医学部の公募要項に則していること。

（教員公募の方法）

4. 教員の公募に係る以下の事項について、本学のホームページへの掲載、公募分野に関連する大学、学部及び研究機関への通知等により、広く周知を行うものとする。
 - （1）応募者の要件
 - （2）公募の分野、職種及び人数等
 - （3）採用の時期及び任期
 - （4）応募方法及び応募期限
 - （5）選考方法
 - （6）問い合わせ先
 - （7）その他必要と認められる事項

（教員の選考方法）

5. 教員採用候補者の選考は、以下により行うものとする。
 - （1）選考は、選考委員会を置き、公平かつ適切に行う。
 - （2）前項の選考委員会の設置及び選考の基準等は、本学医学部の教員整備計画と連動させ、別に定める。
 - （3）選考は、応募書類等による書類選考及び面接等により行う。
 - （4）選考委員会の審議は、非公開とする。
 - （5）選考の結果については、速やかに、応募者に通知する。

（看護師等の公募及び採用）

6. 看護師等の公募及び採用については、以下により行うものとする。
 - （1）公募及び採用は、本指針における教員の公募に留意すべきことに準じて行い、地域医療に支障を来さないよう配慮する。
 - （2）採用は、附属病院の診療科の整備や増床計画の進捗状況に応じて、単年度に多人数の採用とならないよう、附属病院における需要見通しを策定して行う。

(医学部設置後の公募)

7. 医学部設置後における教員の公募に当たっては、当分の間、本指針によって実施する。

(公募及び選考の基準)

8. 地域医療に支障を来さないようにするため、教員等を公募及び選考するにあたっての基準を別に定める。

(その他)

9. 本指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成26年 月 日から施行する。

平成26年11月〇〇日

地域医療に支障を来さないための教員等の公募及び選考に関する基準（案）

1. 教員の採用にあたっては、現在勤務している地域の医療に支障が生じないよう配慮し、医師数が少ない地域から採用することのないようにする。また、特定の機関（大学、病院）から極端に多く採用することのないようにする。
2. 意見書を求める「所属長」とは、大学の場合には学部長（研究科長）、病院の場合には病院長、研究機関の場合には機関の長（研究所長・機構長等）とする。
3. 所属長の意見書において、転出することが困難な場合には、本人の意向等を確認した上で、特に慎重に判断する。なお、本学医学部の教員採用に際して、選考委員会は、採用予定の応募者が転出した場合の後任者確保の見通しと地域医療に及ぼす影響についても所属長の意見を基に総合的に判断する。
4. 現所属機関の在職期間が2年未満の場合には、選考委員会は、前所属機関の所属長等に問い合わせを行い、その意見についても参考とする。
5. 現在の勤務地が東北6県にある者に限らず、すべての応募者について、所属長の意見書を十分に斟酌して慎重に判断する。
6. 上記のほか、選考委員会は、地域医療への影響を判断するにあたり、特に必要と認められる場合には、関係自治体や後任者の所属長等、必要な関係者から意見を聴くものとする。
7. この基準に基づき、公募及び選考を行っている状況について、地域医療への影響を確認するため、個人情報に十分配慮しながら、採用予定者の情報を教育運営協議会に適切な方法で報告する。
8. この基準の改正については、教育運営協議会の了承を得ることとする。

【別紙】

機関別・地域別内訳（イメージ）

機関別内訳	地域別内訳	講座・診療科別内訳
A 大学 ○人	A 県 ○人	A 診療科 X 大学○人、Y 大学○人、Z 大学 ○人…
B 大学 ○人	B 県 ○人	B 診療科 X 大学○人、Y 大学○人…
C 大学 ○人	C 県 ○人	:
:	:	:
X 病院 ○人	:	:
計○人 うち大学○人 病院○人…	計○人 うち東北地方○人	

所属長の「意見書」に関する状況報告（イメージ）

【採用予定者数/応募者数】

意見書の回答	大学		病院		研究機関		合計	
「差し支えない」	東北	30/50	東北		東北		東北	
	その他	65/90	その他		その他		その他	
	小計	95/140	小計		小計		小計	
「困難です」	東北	0/30	東北		東北		東北	
	その他	0/60	その他		その他		その他	
	小計	0/90	小計		小計		小計	
「判断できかねます」	東北	0/40	東北		東北		東北	
	その他	0/70	その他		その他		その他	
	小計	0/110	小計		小計		小計	
合計	東北		東北		東北		東北	
	その他		その他		その他		その他	
	小計		小計		小計		小計	

採用予定者報告（イメージ）

	就任予定講座	現所属	所属長の判断（理由）	就任予定日
1	外科学第一	〇〇大学・ 〇〇講座	差し支えありません (.....)	H28.4.1
2				
3				

東北医科薬科大学医学部設置に伴う教員公募に応募する者が
転出した場合の医療活動に与える影響等についての意見書（案）

平成 年 月 日

東北薬科大学 学長 高柳 元明 殿
(東北医科薬科大学 医学部設置準備室 宛)

機関名 _____

役職名・氏名 _____ ㊞

所在地 _____

連絡先 TEL () _____

東北医科薬科大学医学部の教員公募に応募を予定している、本所に在職中の
下記の者について、意見を提出します。

記

応募者の氏名： _____

(現在所属する診療科：)

(就任予定時期：)

上記の者が、貴学へ転出することは、

- ・ 差し支えありません。
- ・ 困難です。
- ・ 判断できかねます。

理由	<p>※記載例・後任者として〇〇医師（現◇◇病院所属）が来るので差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在診療科に〇〇人いるので差し支えない。 ・ 後任者確保の見通しが立たないため、困難である。 ・ 後任者として〇〇医師（現◇◇病院所属）の採用を想定しているが、それにより地域医療に支障を来さないかどうか判断できかねる。
----	---

(付記)

1. この意見書は、東北医科薬科大学の医学部設置に伴う教員・医師の公募を行うに当って、応募者を本学が採用した場合、地域医療に及ぼす影響等について、事前に応募者の所属長から意見をお伺いするためのものです。なお、**応募者の直属の上司（教授、診療科長等）や前所属先（派遣元の医局等）の意向及び必要に応じて都道府県等の意向も確認の上、判断して下さい。**
応募予定者に、厳封の上、お渡してください。
2. 応募者が転出した場合の後任者確保の**見通し**と地域医療への影響についても勘案の上、記載してください。
3. **基礎医学・社会医学の応募者については、「地域医療に及ぼす影響」を「医学教育に及ぼす影響」と読み替えて、意見をお書き願います。**
4. 意見書の内容を踏まえて、選考を進めたいと考えております。

岩手県の医療の現状等

第1回 東北医科薬科大学医学部教育運営会議資料
H26. 10. 22

1 岩手県の特徴

(第1回協議会資料5)

全国唯一の「1県1私立医科大学」

1 岩手医科大学医学部の定員増

定員80名 ⇒ 130名(50名増)

年度	~H19	H20	H21	H22~24	H25~
定員	80	90	110	125	130

▶ 臨時定員増(35名)の恒久化及び地域医療を支える私立大学への財政支援を国に要望。

2 奨学金制度の拡充

貸付枠25名(H19まで) ⇒ 55名(H25までに30名増)

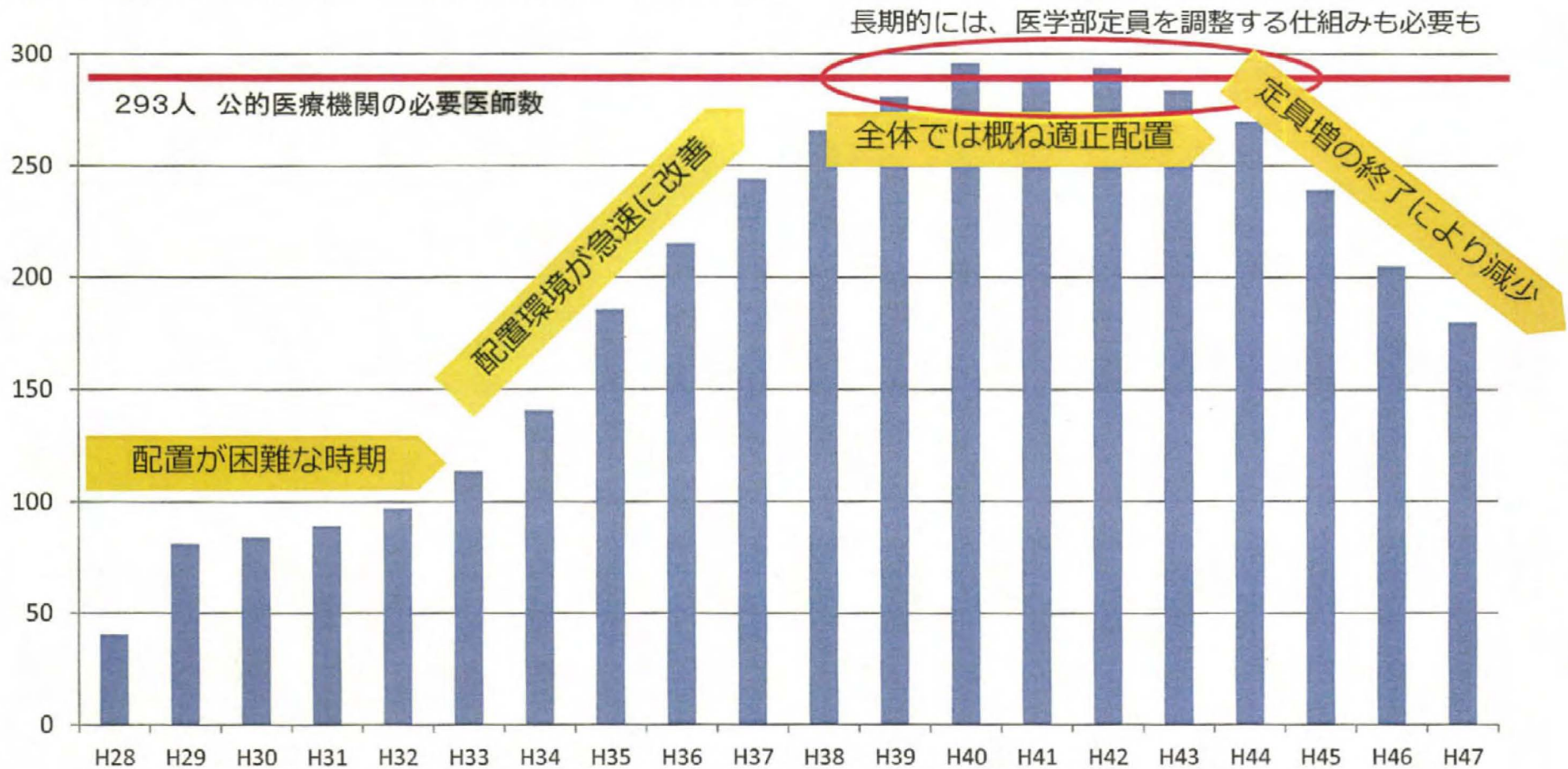
奨学金制度名称	貸付枠	義務年限	貸与金額 (6年貸付総額)
岩手県医師修学資金 (県出身者の地域枠)	15名	9年間	3,050万円 大学へ教育研究費1,500万円/人負担
医療局医師奨学資金 (県立病院)	25名 (うち岩手医大枠13名)	6年間	国公立大学 1,440万円 私立大学 2,160万円
市町村医師修学資金 (県と市町村の共同運用)	15名	6年間	国公立大学 1,440万円 私立大学 2,200万円

▶ 「岩手県医師修学資金」については、私立の岩手医科大学でも国公立大学なみの学費で修学できるよう設定するなど、**多額の財政負担で運営(H26:12.4億円)**

2 岩手県の取組と今後の見通し

(第1回協議会資料5)

公的医療機関への奨学金養成医師の配置見込



- ▶ 奨学金で養成するもH34頃までは厳しい状況が続く
- ▶ 長期的(H40～)には医師不足解消に向かう

※ 配置見込数は、これまでの実績(貸付人数、償還猶予平均期間等)及び臨時定員増が順次終了し、H32から20名の奨学金制度として継続することを条件に、本県が試算したもの

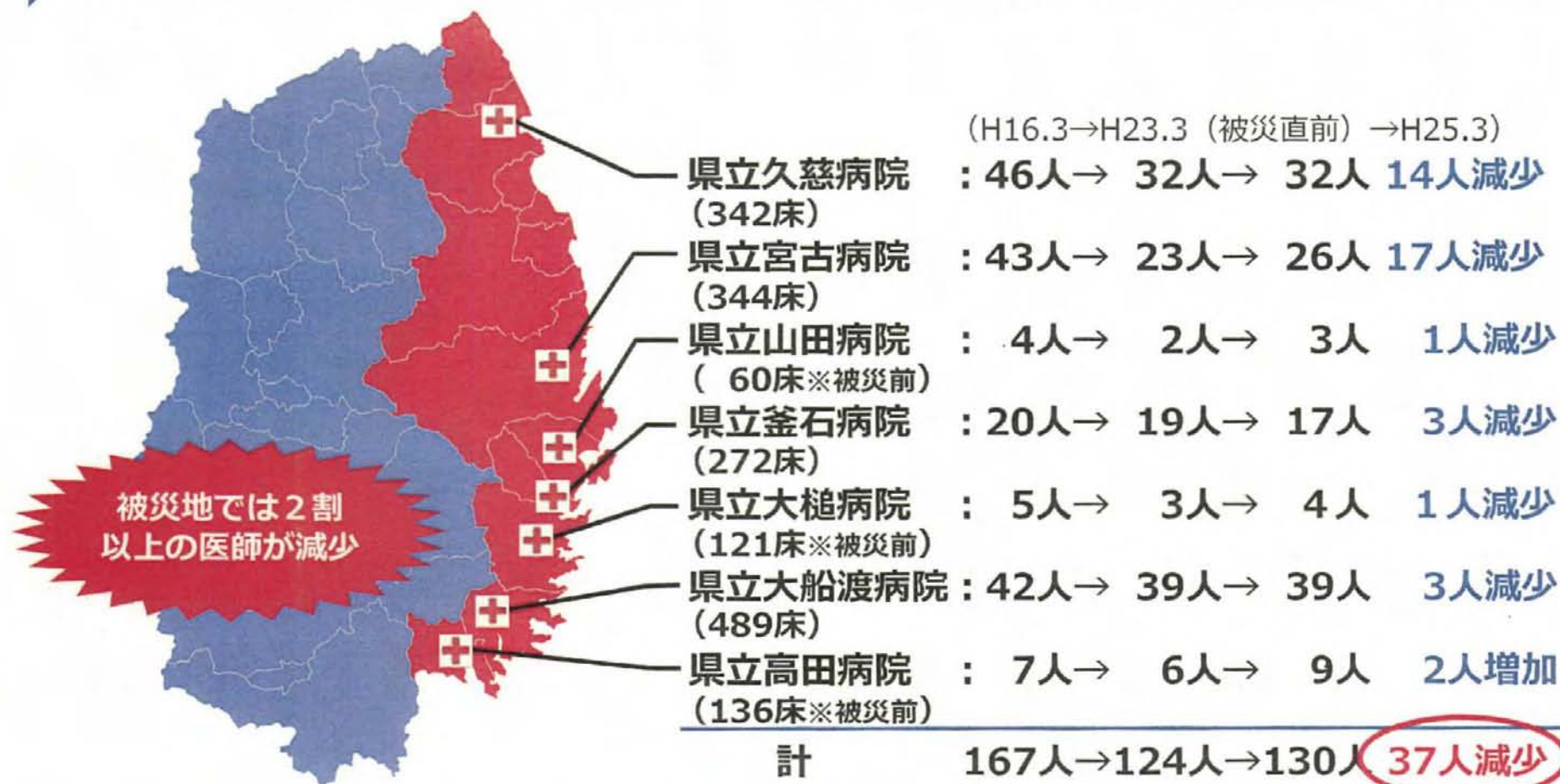
※ 必要医師数は、必要医師数実態調査(H22厚生労働省)による

3 医学部新設にあたり留意してほしい事項

(第1回協議会資料5)

医師等の引き抜きによる地域への影響を与えないこと

- ▶ 被災前には**60床規模の病院を常勤医師2人で維持**する状況も
- ▶ **沿岸部**の県立病院では、10年で常勤医師が**167人から130人**、医師不足は深刻の度を増す
- ▶ **主要診療科でも少数の医師でカバー**、医師の引き抜きによる負の連鎖を懸念

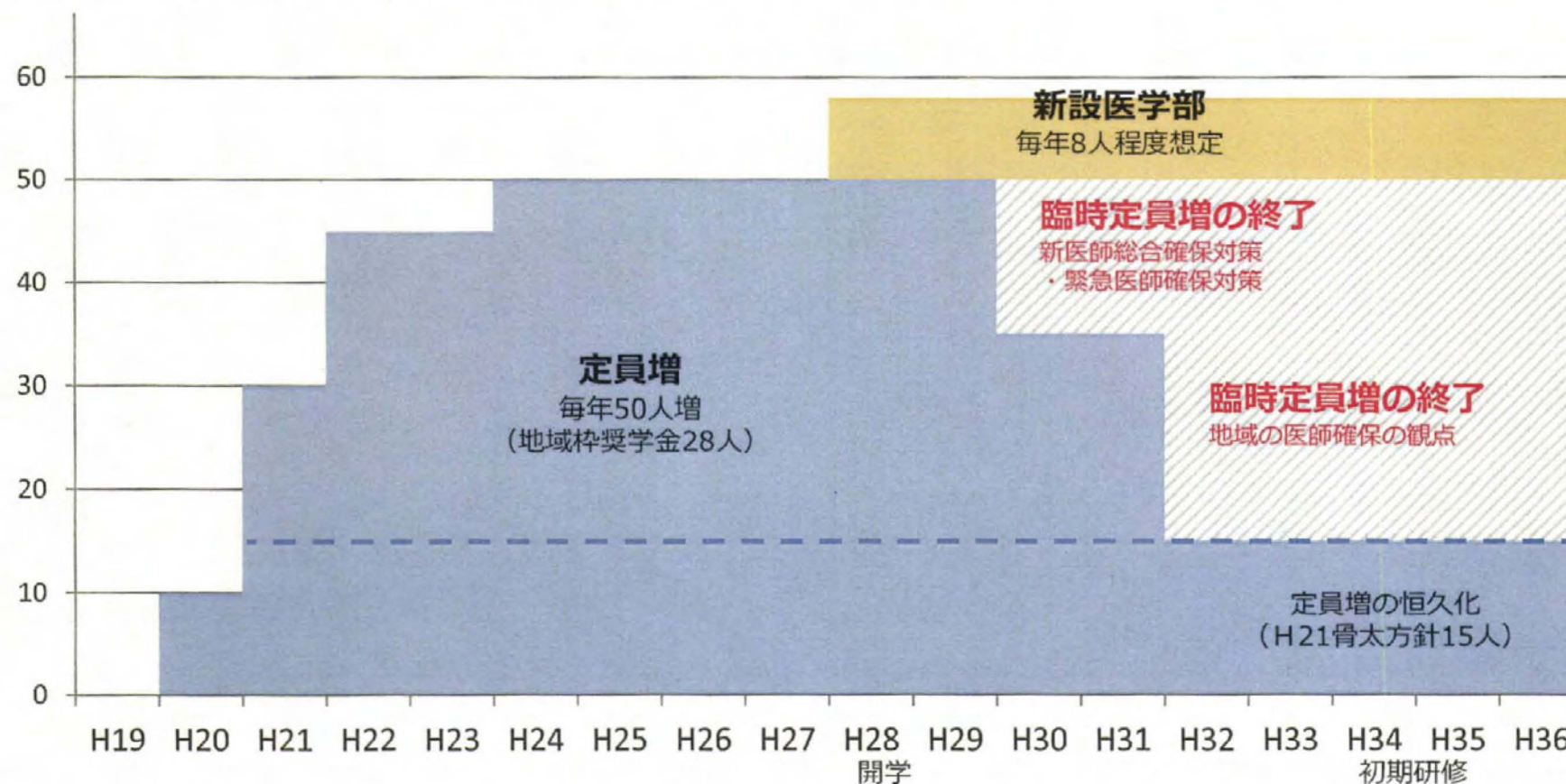


3 医学部新設にあたり留意してほしい事項

(第1回協議会資料5)

医学部新設により臨時定員増へ影響を与えないこと

岩手医大臨時定員増と新設医学部による岩手県への定員配分



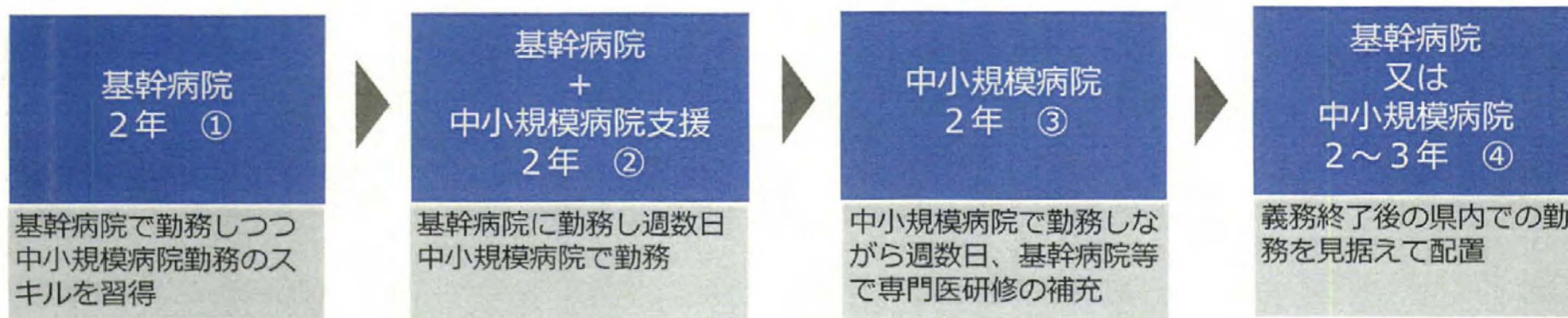
▶ **臨時定員増の廃止**は岩手の医師確保に**大きな打撃**

中小規模病院での義務履行とキャリアアップ支援の両立

▶ 医師の養成に加え今後は**育成にも重点**

岩手県医師修学資金（地域枠）の配置ルール <義務履行9年間>

- 「基幹病院」と「中小規模病院」に分け、ローテーション勤務
- 6年まで義務履行を猶予し、大学院修学や専門医取得のための研修も可能



▶ キャリア形成支援の**専任医師配置**

▶ **中小医療機関勤務**に対応するための**後期研修プログラム**の作成

▶ 岩手医科大学等医療関係者間で**協定を締結**し、**配置調整組織設置**

▶ 市町村修学資金など**他の制度と共通化**、**岩手県の統一ルール**として運用

▶ **新設医学部奨学生**についても、**岩手県の統一ルール**に組み入れる必要がある